

国民年金

こんなときは届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

国民年金の加入種別

◆第1号被保険者

対象者 自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生など。

※加入や種別変更の手続きは、加入者が市役所の国民年金担当窓口で行います。

◆第2号被保険者

対象者 会社や官公庁にお勤めの方（厚生年金や共済組合に加入している方）。

※加入手続きは、会社や官公庁が行います。

◆第3号被保険者

対象者 国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。

※届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	第1号被保険者となります。	・印鑑	神崎市役所 市民課 または 各総合支所 市民福祉課
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 ・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票等	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金や共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者となります。		

◎問い合わせ先

佐賀年金事務所
☎ 31 - 4191
神崎市役所 市民課
☎ 37 - 0115
千代田総合支所
市民福祉課
☎ 44 - 3071
脊振総合支所
市民福祉課
☎ 59 - 2111

初心者の方もお気軽にご参加ください！

情報化セミナー in 神崎市



○とき 6月25日(土)

○ところ 千代田町保健センター

○内容

【初心者向け】

① インターネット教室

ネット基本操作を説明します。

② テレビでインターネット教室

活用方法を実演方式で紹介。

③ スマートフォンセミナー

様々な疑問を解消します。

④ 携帯電話教室

ドコモ「らくらくホン」の操作方法を説明します。

【中級者向け】

⑤ ソーシャルメディア活用術

ツイッターやフェイスブックの解説や活用術を紹介。

○開催時間

①・②・④

午前10時から午後0時半まで

③・④・⑤

午後1時半から4時まで

※参加は無料。

※定員は各講座20人です。

◎申込・問い合わせ先

佐賀県高度情報化推進協議会

事務局

☎ 2517035

有料広告

有料広告

家づくり

新築フルオーダーの家。
想いを形にしませんか？

安心・快適な



リフォーム

水廻り・水・漆喰のお部屋
・健康な生活に。

地域密着で頑張っています！アフターメンテナンスもお任せ下さい！お見積り無料。お気軽にどうぞ♪

TEL (0952) 52-7777

(株)アレスホーム

国民健康保険だより

～国保の広域化の検討が行われています～

平成22年5月の国民健康保険法の改正に伴い、佐賀県では、国民健康保険業の運営の広域化や国民健康保険の財政の安定化を推進するため、県内全市町長等で組織された「佐賀県市町国民健康保険広域化等連携会議」の検討を経て、平成22年12月に、市町村に対する支援の方針（広域化支援方針）が策定されました。

支援方針の概要として

1. 事業運営の広域化
2. 財政運営の広域化
3. 保険税算定方式の統一化
4. 市町国保財政の赤字解消

などが盛り込まれています。

今後、平成25年度までは、「支援方針」内容の検証・

見直し等を行うため、随時、策定に向けた協議が開催されることになっています。

協議された内容は、毎年9月までに「支援方針」を修正し、国へ報告することになっています。

また、県を単位とした国保の広域化の実施目標年度は、平成30年度とされています。

医療費の一部負担金の減免・徴収猶予制度

国保の被保険者の方で、医療機関へ的一部負担金の支払いが経済的な理由などでお困りの方には、医療費の一部負担金の減免・徴収猶予の制度があります。

○対象

国保の被保険者で、生活保護世帯に準じる程度に困窮している方。

※詳しくは、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課 ☎ 37 - 0115

千代田総合支所 市民福祉課 ☎ 44 - 3071

脊振総合支所 市民福祉課 ☎ 59 - 2111

国民健康保険税の限度額が変わりました

地方税法施行令の改正により、平成23年度から国民健康保険税の限度額が医療分が50万円から51万円、支援分が13万円から14万円、介護分が10万円から12万円に改定されました。

	現行限度額
医療分	50万円
支援分	13万円
介護分	10万円
合計	73万円



	改定後限度額
医療分	51万円
支援分	14万円
介護分	12万円
合計	77万円

離職者（倒産・解雇などによる離職）の国民健康保険税が軽減されます

会社の倒産・リストラなどにより職を失った方は、平成22年度から申請により国民健康保険税が軽減されています。

①要件…会社の都合、もしくは契約期間満了などで解雇された方（65歳未満の方）

②必要な書類…雇用保険受給資格者証（ハローワークより交付）

③申請手続き

特例対象被保険者（非自発的失業者）該当申告書に、雇用保険受給資格者証を添付し、申請を行ってください。

※申告書は窓口を用意しています。

④国保税の軽減額

軽減額は、前年の給与所得を100分の30とみなして算定します。

※詳しくは、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 税務課 ☎ 37 - 0114 市民課 ☎ 37 - 0115

千代田総合支所 市民福祉課 ☎ 44 - 3071

脊振総合支所 市民福祉課 ☎ 59 - 2111

有料広告

有料広告

和田記念病院（内科・消化器内科・通所介護）

佐賀県神崎市神崎町尾崎 3780 ☎ 0952 - 52 - 5521 FAX 0952 - 53 - 5567

介護老人保健施設うぶすな（入所・短期入所・通所リハビリテーション）

うぶすな居宅介護サービス

佐賀県神崎市神崎町永歌 1021 ☎ 0952 - 52 - 8990 FAX 0952 - 52 - 3290

和田医院（内科・胃腸科内科・小児科）

佐賀県神崎市神崎町神崎 293 番地 ☎ 0952 - 52 - 2021 FAX 0952 - 53 - 3993

ごんどう耳鼻咽喉科（耳鼻咽喉科・アレルギー科）

佐賀県神崎市神崎町田道ヶ里 2226 - 1 ☎ 0952 - 55 - 7001 FAX 0952 - 55 - 7002

